



2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード : 9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL . 052 - 262 - 1122)

会社更生手続における更生債権等の認否書及び財産評定書の提出について

当社について、2026 年 5 月 8 日付けで東京地方裁判所により会社更生手続開始決定がされておりませんが、当社管財人は、2026 年 8 月 7 日、会社更生法に基づき、更生債権等の認否書及び財産評定書を東京地方裁判所に提出いたしましたので、お知らせいたします。

1. 更生債権等の認否書について

債権届出期間内に届出があった更生債権等について、会社更生法第 146 条第 1 項に基づき認否書を作成し、同第 3 項に基づき、認否書を東京地方裁判所に提出いたしました。

2. 財産評定書について

会社更生法第 83 条第 1 項及び第 2 項に基づき、当社に属する一切の財産について、その価額を評定し、同第 3 項に基づき、財産評定書（貸借対照表及び財産目録）を東京地方裁判所に提出いたしました。

当社の会社更生手続開始の時（2026 年 5 月 8 日午後 4 時）の当社の資産及び負債の状況は、資産の部 16,002,801 千円、負債の部 15,850,508 千円、純資産の部 152,293 千円となり、資産超過となっております。なお、以上の数値は、会社更生法の規定に基づき管財人が行った当社の財産の価額の評定に基づき試算された数値であり、今後の変更があり得ます。また、当社の会計監査人による監査又は検証を受けたものではありません。

3. 今後の見通し

当社の会社更生手続に関する今後の予定は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 更生債権等の一般調査期間 | 2026 年 8 月 14 日から
2026 年 8 月 20 日まで |
| (2) 更生計画案の提出期限（関係人） | 2026 年 8 月 31 日 |
| (3) 更生計画案の提出期限（管財人） | 2026 年 9 月 7 日 |
- （注）上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。

以 上